

夏曾佑『最新中学教科書 中国歴史』訳注(四)

Commentary on Hsia Tseng-yu's
"The Latest Textbook of Chinese Ancient History for High School" (IV)

井 澤 耕 一

要旨および凡例

- 一、本訳稿は、清末民国初の学者夏曾佑(一八六三—一九二四)が、光緒三十年(一九〇四)から三十二年(一九〇六)にかけて出版した『最新中学教科書 中国歴史』全三冊のうち、第一冊を全訳し注釈を加えたものである。第一冊は、人類の起源から先秦時代までの歴史を述べている。内容に関して、著者の夏氏は清末の新学派(梁啓超、譚嗣同、嚴復)、特に嚴復と交遊関係を持っており、変法を支持していた。よって本書は今文経学の観点から中国史を綴ったものと推測されよう。また本書は著者の死後、『中国古代史』と改題され、一九三三年に商務印書館より刊行されている。注釈者は本論集に、古文経学者である劉師培が著した『中国歴史教科書』訳注を(四)まで発表しており、今後とも両書の訳注を交互に発表していく予定である。なお今回は第一篇、第一章の第十一節「炎黃之際中国形勢」、第十二節「黃帝与炎帝之戰」、第十三節「黃帝与蚩尤之戰」、第十四節「黃帝之政教」の訳および注釈を掲載する。
- 二、『最新中学教科書 中国歴史』原文は、楊琥『夏曾佑集』下卷(上海古籍出版社、二〇一一年)所収の校点本を底本とし、ほか簡

体字版『中国古代史』(中国和平出版社、二〇一四年)も参照した。

- 三、本文と自注とを区別しやすくするために、本文は太字とし、本文中に挿入されている著者の自注は原書に従って小字とした。また原書には(原注)が付されているが、見易さを考えて節の末尾にまとめて附した。
- 四、注釈者は「注釈」において、本文中の引用文について可能な限りその出典を明らかにし、また原書の記述の誤りや不足に対して訂正、補足を行った。
- 五、本文及び注中の『』は書名を示すが、書名であるか否かの判断が困難な場合、書名に準ずるものにも使用した。()は訳者によるもので、術語の解説や意味の補足に用いた。
- 六、原則として本文、(原注)の表記は旧字体、訳文、(注釈)の表記は、常用漢字体、現代仮名遣いをそれぞれ用いた。

海古籍出版社、二〇一一年)所収の校点本を底本とし、ほか簡

最新中學教科書 中國歴史 第一冊

第一篇 上古史
第一章 傳疑時代

第十一節 炎黃之際中國形勢

凡人羣之遷徙也、常順山川之形勢以前進。中國之山脈河流、皆爲橫列、與赤道平行。故各族之居其地者、亦用橫列之法、以分占大地。當炎帝未造、居中國者、約分三族。最北以漠南北爲界者、爲葷粥。獯鬻、玁狁、匈奴、皆一音之轉。西起崑崙、東漸大海、夾黃河兩岸者、爲諸夏。大江以外、及乎南溟、是爲黎族。獯鬻之來不可考、然出於夏桀、淳維之說、必不足信。黎族與今之馬來族相同、向疑其爲神州之士著。然近日有人發見獯鬻古文書、中言洪水方舟之事、日本鳥居龍藏所引西人之說。則亦從西方來者、或較吾族早耳。當時諸夏雖爲一族、然似有二支、一炎帝、一黃帝也。因『史記』稱黃帝遷徙往來無常處、以兵師爲營衛、而神農氏教民稼穡、農夫非可遷徙往來無常處者、故疑其爲一族分二支也。古時黎族散處江湖間、先於吾族、不知幾何年。其後吾族順黃河流域而至、如此者又不知幾何年。至黃帝時、生齒日繁、民族競争之禍、乃不能不起、遂有炎帝、黃帝、蚩尤之戰事、而中國文化、藉以開焉。

(現代語訳)

そもそも人間社会の変化は、おおむね山川の地勢に則つて發展する。中国の山脈河川は、全て東西横に列なっており、赤道に並行している。そのため各民族の居住地も、横に列なっており、中国の大地

を占有していた。炎帝の末期になって、中国に居た民族は、およそ三つに分かれる。最も北にはゴビ砂漠を区域として「葷粥」¹⁾ 獯鬻、玁狁、匈奴は全て一音の転化である。がいた。西は崑崙山(中国の西方)にあり、黄河の源と伝えられている)から東は大海まで、黄河の兩岸を挟んで諸夏がいた。そして長江以南南溟に及ぶまで黎族が居住していた。上述の獯鬻の来歴は考証できないが、夏・桀とその子淳維を祖とする説は絶対信じられない。黎族は今のマレー族と同じで、以前はおそらく神州内に土着していたのであろう。さて近年、獯鬻族の古文書中に大洪水と方舟の事が記されていたことが発見されたが、日本の学者、鳥居龍藏所引の西洋人の説に拠る。そうなるに彼らは西方からやってきて、もしかすると吾が民族より歴史が古いかもれない。当時の諸夏は一族ではあったが、二つ、すなわち炎帝と黄帝に分かれていた可能性がある。なぜなら『史記』(五帝本紀)は黄帝が処々に移り住んで定住せず、兵士を配置して宿營の守りとしたと記しているが、神農氏は民に農業を教えており、そうなると農民が処々に移り住んで定住しないことはありえない、よつておそらく一つの民族が二つに分かれたのであろう。古代において黎族は江湖地方に分散して居住し、吾が民族より先んじていたが、それがいつ頃なのかは不明である。その後吾が民族が黄河流域に沿つて移ってきたが、これもいつ頃なのかは分からない。黄帝の時、人口が増しに増加したため、民族同士の争いも併せて起き、ついには炎帝、黄帝、蚩尤間で戦争が起こったが、中国の文化もここから始まったといえよう。

(注釈)

(一) (唐・司馬貞)『史記索隱』所引の『樂産括地譜』には「夏の桀、無道にして、(殷)湯之を鳴條に放ち、三年して死す。其の子獯粥(後述の淳

維)、桀の衆妾を妻とし、避けて北野に居し、畜に隨いて移徙す。中国之を匈奴と謂う」とある。

(2) 夏曾佑が強く否定したのは、『史記』匈奴列伝「匈奴、其の先祖は夏后氏の苗裔なり、淳維と曰う」の説で、司馬遷は匈奴の祖を夏朝最後の王、桀の子淳維と考えていた。

(3) 夏曾佑が参照したのは、鳥居龍藏(一八七〇—一九五三)「猯羅の神話」『帝國文學』一一一九、一九〇五年、後『鳥居龍藏全集』十、朝日新聞社、一九七六年所収)である。鳥居は論文中でアイルランドの植物学者であるオーガステイン・ヘンリー(一八五七—一九三〇)の *The Lotus and other tribes of Western China, 1902* を引用して、猯羅族に伝わる「大洪水伝説」を紹介した。

(4) 現在黎族は、その人口の九割が海南島の黎族苗族自治州(一九五五年成立)に集中し、他は自治州周辺の各地に分散し漢族とともに居住している。

第十二節 黃帝與炎帝之戰

黃帝姓公孫、生於姬水、故姓姬、是本姓公孫、後改姬姓、原注。

名曰軒轅、少典之子。此爲炎帝同族之證、炎帝事見前。母曰附寶、感

大電繞樞、生帝軒。以土德王、以雲紀官、故爲雲師而雲名。案黃帝

之時、葷粥在北、九黎在南、黃帝與炎帝、并居於黃河流域。而黃帝

興於阪泉、涿鹿之間、涿鹿、今直隸涿州。阪泉在涿州城東。地在北。

炎帝舊都陳、地在南。故黃帝此時、欲兼并四方、首當合同種之國爲

一、而後南向以爭殖民地。北徼荒寒、殖民非便、其於北狄、逐之使

不内向而已、不窮之也。然其實黃帝之失策、此後北狄之害、遂與黃

帝子孫相終始。中國之於四鄰、大約自夏以前、則注意在南、自夏

以後、則注意在北。注意於南、而江南遂永爲中國殖民之地、注意於

北、己國或時爲他人殖民地焉。其我之有盛衰耶、其敵之有強弱耶、

不可知矣。今姑舍是、但考黃帝與炎帝用兵之端、說各不同。一曰、

諸侯相侵伐、虐百姓、而神農氏弗能征。一曰、炎帝欲侵凌諸侯。一

曰、赤帝爲火災。其義率相違戾、此殆當時藉以用兵之辭耳。及與炎

帝戰於阪泉之野、三戰而後得其志。夫曰得其志、則黃帝之謀炎帝也久矣。蓋普魯士不合日爾曼列邦爲一統、不能大勝法蘭西也。

(原注)

(一) 『史記』五帝本紀。「姓姬氏」。

(二) 『史記』五帝本紀。「少典」。

(三) 『御覽』七十九引「河圖握拒」。「附寶」。

(四) 『漢書』律曆志。「土德」。

(五) 『左』昭十七年。「以雲紀官」。

(六) 『史記』五帝本紀。「阪泉」。

(七) 『御覽』七十八引「帝王世紀」。「炎帝」。

(八) 『史記』五帝本紀。「諸侯相侵伐」。

(九) 『史記』五帝本紀。「侵凌諸侯」。

(十) 『御覽』七十八引「文字」。「爲火災」。

(十一) 『史記』五帝本紀。「三戰」。

(現代語訳)

黃帝、姓は公孫、姬水に生まれたため、姫を姓とする。つまり本

は公孫であったが、後に姫姓に改めたのである。原注。名は軒轅と

いい、少典の子であった。これは炎帝と同族であった証拠である、炎帝

の事は前(第十一節)に見える。母は附寶、北斗七星に電光が走った

のを見て、帝軒を生んだ。土徳に拠つて王となり、雲の字を用い

て官名を定め、よつてその軍も雲師と名付けた。思うに黃帝の時

代、葷粥は北、九黎は南、そして黃帝と炎帝は中間の黃河流域に居

た。黃帝は阪泉、涿鹿地方に起こつたため、涿鹿は、今(清末)の直

隸涿州(現河北省保定市内)、阪泉は涿州城の東にあたる。拠点は黃河の

北にあつた。炎帝は以前陳(現河南省周口市内)に都を置いていた

ので、拠点は黃河の南にあつた。よつて黃帝はその時、四方を併合

しようとしていたが、まずは同じ種族の国を一つにし、その後南進

して殖民の地を得るべきとした。つまり北の国境外は荒れ果てて寒く、殖民には不便だったため、黄帝は北狄に対して、領内から駆逐し南下させないようにしただけで、攻撃を徹底させなかった。しかしこれは誠に黄帝の失策といえ、以後北狄の害は、黄帝の子孫にまで及んでしまった。中国は四鄰に対して、およそ夏以前は南方を重視し、夏以後は北方を重視した。南方を重視した時には、かくて江南の地は永きに亘って中国の殖民地となつたが、北を重視すると、中国は時に他国の殖民地となつてしまった。それが吾が国の盛衰によるものか、敵軍の強弱によるものかははっきりしない。今しばらくそれを置いて、先に黄帝と炎帝が矛を交えたきつかけを考えてみるが、諸説さまざまである。一、諸侯が互いに他国を侵略し、民を苦しめていたにもかかわらず、神農氏がそれを征伐できなかったため、二、炎帝が諸侯を攻めて武威を示そうとしたため、三、赤帝が(攻撃法として) 火災を起こしたため。所説は互いに食い違っているが、おそらく当時そのいずれも開戦の口実にすぎなかつたといえるよう。(黄帝が) 炎帝と阪泉の野で戦つた際、三たび戦つてその後ようやく志を遂げた^(十一)。そもそも『史記』が「その後ようやく志を遂げた」と記したのは、黄帝が炎帝に対して長期間にわたつて策略をめぐらしていたためであろう。これはプロイセン王国がドイツ連邦と連合しなければ、フランスに大勝することができなかつた(ことと同じではないだろうか^(十二))。

(原注)

- (一) 『史記』五帝本紀には「姓は公孫、名は軒轅と曰う」とあり、それに対し『史記』(索隱)は「長く姬水に居す、因りて姓を姬に改む」と注している。
- (二) 『史記』五帝本紀には「少典(の子)」とある。
- (三) 『太平御覽』卷七十九所引の『河図握矩(正しくは河図握矩記)』には

「母は地祇の女、附宝なり」とある。

(四) 『漢書』律曆志には「『易』(繫辭伝下)に曰く、神農氏没して、黄帝氏作ると。火は土を生ず、故に土徳たり」とある。

(五) 『春秋左氏伝』昭公十七年には「昔者、黄帝氏、雲を以て紀す」とある(原注「紀官」は誤り)。

(六) (唐・張守節)『史記正義』五帝本紀(所引の『括地志』)には「阪泉、今黄帝泉と名づく、媯州懷戎県(現河北省張家口市)東五十六里に在り」と記されており、(阪泉が黄河の北に在つたことは間違いない)。

(七) 『太平御覽』卷七十八所引の『帝王世紀』には「炎帝、(人身牛首にして、姜水に長す。聖徳有り、火を以て木に承ぎ、位は南に在りて、夏を主どる、故に之を炎帝と謂う、陳に都して、五弦の琴を作る)」とある。

(八) 『史記』五帝本紀には「諸侯相い侵伐し、(百姓を虐げるも、神農氏征すること能わず)」とある。

(九) 『史記』五帝本紀には「炎帝、諸侯を侵陵せんと欲するも、(諸侯、咸な軒轅に帰す)」とある。

(十) 『太平御覽』卷七十八所引の『文字』上義篇には「(赤帝)火災を爲る、(故に黄帝之を禽にす)」とある。

(十一) 『史記』五帝本紀には「三たび戦いて、(然る後に其の志を得)」とある。

(注釈)

- (1) この原注には数字が無く誤植か。
- (2) この記述は、プロイセン王国が、北ドイツ連邦、南ドイツのバーデン大公国、ヴェルテンベルク王国、バイエルン王国と同盟を結び、第二帝政期のフランスを打ち破つた普仏戦争(一八七〇—七二)を念頭に置いて書かれたものと思われる。

第十三節 黄帝與蚩尤之戰

黄帝所戰之炎帝、似必爲帝榆罔矣。然或謂蚩尤即炎帝、古書之疑似者頗多。今案蚩尤之說、百家沸騰、然會而通之、亦可得其條理。且黄帝、蚩尤之役、爲吾國民族競争之發端、亦即吾今日社會之所以建立。周秦以前人、猶知此義。故涿鹿之戰、百家均引之。今言其事、

尤不可不詳也。案蚩尤爲九黎之君，其少時曾學於中國，一仕於炎帝，使字少昊，再仕於黃帝，爲主金之官，又爲當時之官。當時司天之官也。黃深器之，使佐少昊帝。其時，黎民踴躍江湖之外，爲我所鄙賤。民字之義見後。蚩尤既久遊外國，稔知諸夏，九黎，終不能并存於世。又默觀神農世衰，知事機不可失，乃潛鑄金類，以爲利器，遂即率衆北向，以反抗中國。未幾，逐帝榆罔而自立，號炎帝，亦曰阪泉氏，如日爾曼人自稱該撒之例也。古稱黃神與炎神，爭鬪涿鹿之野，是黃帝所滅者，爲榆罔，爲蚩尤，雖若可疑，然當從『史記』分而爲二。蓋古史僅稱蚩尤逐帝榆罔，而未言蚩尤殺帝榆罔也。殆當時榆罔都蚩尤，黃帝之間，先被逐於蚩尤，後見滅於黃帝。蚩尤所率九黎之民，先在江南，及戰勝榆罔，自號炎帝，時則已踰河北，乃進而益西。與黃帝遇於阪泉，涿鹿之野，已在中國之西北偏。是當時神州大陸，已爲蚩尤所據，若涿鹿之戰，而黃帝再敗，則吾族尚失其自包犧、神農以來之殖民地，而仍回葱嶺之高原，五千年間秦東之史事，無一同者矣。故涿鹿之戰，誠諸夏之大事也。古人述此戰者，言人人殊，所謂「百家言黃帝者，不雅馴」也。或云，黃帝使應龍殺蚩尤，或云，黃帝使魃殺蚩尤，或云，黃帝受玄女兵符，殺蚩尤。皆古之神話，宜學者之謂爲不雅馴也。夫蚩尤受金，作兵，伐黃帝，見前。是地質學家所謂銅刀期矣。中國秦漢以前之兵，均以銅，其說見後。而吾族剝林木以爲兵，銅木之間，利鈍殊焉。蚩尤勝而黃帝敗，殆無疑義。然而成敗相反，此何故哉。案黃帝時，吾族已發明弓矢之制。古稱揮作弓，揮，黃帝臣也。又稱倮之竹矢在西房，倮亦黃帝臣也。而其矢以磐石爲之，是弓矢均創於黃帝，而又無待乎金。中國形勢，江南多洲渚林藪，故利在短兵，而長於用水，河北多平原大陸，故利在騎射，而便於野戰。蚩尤率澤國之民，徒步短兵，以與黃帝控弦之士，相角於大野，雖有銅頭、鐵額之固，風伯、雨師之從，亦無所用之。此不獨蚩尤然也，千古以來，凡居中國之地者，南人之文化，必

高於北人，南人之武勇，必劣於北人。故南人恒爲北人所制，此殆地形、民族之公例然哉。蚩尤既死，黃帝遷其類之善者於鄒屠之鄉，其不善者，以木械之，而命之曰民，己之族，則曰百姓。民之言冥，言未見仁道也。百姓，言天所生也。故百姓與民，有親疎貴賤之別，蓋戰勝之族治戰敗之族所必有之例矣。

(原注)

- (一)『書』呂刑鄭注。「九黎之君」。
- (二)『逸周書』嘗麥解。「字少昊」。
- (三)『越絕書』計倪內經。「主金」。
- (四)『管子』五行。「當時」。
- (五)『越絕書』計倪內經。「佐少昊」。
- (六)『史記』五帝本紀。「神農衰」。
- (七)『山海經』，又『管子』地數篇。「作兵」。
- (八)『路史』後紀四。「號炎帝」。
- (九)『御覽』七十九引『歸藏』。「黃神」。
- (十)『史記』五帝本紀。「分爲二」。
- (十一)『路史』後紀四。「逐炎帝」。
- (十二)『史記』五帝本紀『索隱』引皇甫謐說。「應龍」。
- (十三)『山海經』。女魃。
- (十四)『黃帝本行紀』。玄女。
- (十五)『呂覽』蕩兵篇。剝木以戰。
- (十六)『御覽』三百四十九引『世本』。「揮作弓」。
- (十七)『書』顧命。「倮」。
- (十八)『玉篇』。「倮」。
- (十九)『書』禹貢。「石磐」。
- (二十)『史記』五帝本紀『正義』引『魚龍河圖』。「銅頭」。
- (二十一)『山海經』。風伯。
- (二十二)『黃帝本行紀』。木械。
- (二十三)『書』呂刑鄭注。「民」。
- (二十四)『國語』。百姓。
- (二十五)『書』呂刑鄭注。「冥也」。

(二十六)『説文』。天之所生。
 (二十七)『書』堯典。「民、百姓」。

〔現代語訳〕

黄帝が戦った炎帝は、おそらく帝榆罔であつたに違いない。しかし蚩尤が炎帝であつたという説もあり、古書において肯定・否定の説が多く呈されている。今思うに蚩尤の説は、種々の立場から議論が沸騰しているが、結果的に共通項がそこに見出され、話の筋道も通っている。また黄帝、蚩尤の戦いは、吾が国の民族内紛争の発端であり、また今日の社会が打ち立てられたきっかけでもある。先秦以前の人々はその意味を知っていたため、涿鹿の戦いは、様々な人々がこれを引いている。今もそれについては、とりわけ詳細に論じないわけにはいかない。考えるに蚩尤は九黎の君主であり、若い時に中国で学び、一旦は炎帝に仕え、少昊という字をいただいた。その後再び黄帝に仕え、金属鑄造の担当官、さらに時を管理する官を歴任した。「当時」とは司天(天文を司る)官である。黄帝は深く重用し、少昊帝を補佐するように命じた。当時、黎の民は江湖のほずれで逼塞しており、我らによって蔑視されていた。民の字の意味は後出。蚩尤は長期間外国に滞在したこともあつて、諸夏、九黎を熟知し、最終的にそれらの国々と並立することはできないと考えていた。さらに神農の世が衰えたことを目の当たりにし、時機を逸してはならぬと思い、密かに金属を鑄造し、武器を製造させていた。かくて民を率いて北上し、中国に刃向かい、ほどなくして帝榆罔を放逐して自立し、炎帝と号し、また阪泉氏を名乗った。それはゲルマン人が帝位を「カイザー(Kaiser)」と称したのに似ている。古えにおいて黄神と炎神と称された者たちが、涿鹿の野で戦ったが、黄帝によって滅ぼされたのが、榆罔だったのか、それとも蚩尤だったのかは、疑問が残るが、『史記』に従って、別の事とすべきである。思うに古史はただ蚩尤が帝榆罔を放逐したと言及するのみで、蚩尤が帝榆罔を殺したとは述べていない。おそらく当時榆罔は蚩尤、黄帝の間に都を置いていたが、先に蚩尤に放逐され、その後黄帝に殺されたのであろう。蚩尤が率いた九黎の民は、まず江南にいたが、(蚩尤が)榆罔に戦勝し、自らを炎帝と号した時には、すでに河北を越え、進軍してさらに西に進んでいた。つまり(九黎の民は、蚩尤が)黄帝と阪泉、涿鹿の野で遭遇した時には、すでに中国のかなり西北の地まで到達していた。つまり当時の神州大陸は、蚩尤の本拠地となっており、もし涿鹿の戦いで、黄帝が再び一敗地に塗れば、吾が民族は包攬、神農以来の殖民地を喪失して、パミール高原に遷ることになり、五千年間の東洋の歴史も全く違ったものになっていっただろう。ゆえに涿鹿の戦いは、誠に諸夏にとって重要事だったのである。しかし古の人々がこの戦について述べる場合、人によって記述が相違しており、いわゆる「百家、黄帝を言う者、雅馴ならず」であつた。例えば、黄帝が応龍を使って蚩尤を殺害したという説もあれば、黄帝が魃を使って蚩尤を殺したとも伝えられており、さらには黄帝が玄女から兵符を与えられ、蚩尤を殺したともいわれている。以上は全て古代の神話であり、司馬遷が五帝本紀贊において「洗練されていない」と指摘するのはもつともである。そもそも蚩尤は金属製の武器を手にして戦い、黄帝を伐つた。前述の記事を参照。それは地質学者の言う青銅器時代に当たる。中国の先秦の武器がみな銅製であつたことは後述。しかし吾が民族は木材を使って武器を作っていたために、蚩尤軍との間の軍備の差は歴然としており、蚩尤が勝利し黄帝が敗れたのは、ほぼ疑問の余地はない。しかしその勝敗が逆転したのはいつたいなぜなのだろうか。思うに黄帝の時代、吾が民族は弓矢の制をすでに発明してい

た。古えにおいて揮が弓を發明したとされているが、揮は黃帝の臣下であつた。さらに僂の竹矢が宮殿の西房にあつたと伝えられているが、僂も黃帝の臣下であつた。そして矢は矢じりとして使へる石で作られたが、つまり弓矢は共に黃帝によつて發明されたが、金屬製ではなかつたのである。中国の地勢について、江南は大部分が州の水ぎわや林、藪であり、刀劍や手槍による接近戦が有利で、水上戦に長けていた。反対に河北は平原が多く、騎射戦が有利で、野戦をするのに適していた。蚩尤は沢が多い地域の民を率いて、歩兵、刀劍を主として、弓矢を携えた兵士を主とする黃帝軍と、大野で相いまみえた。(蚩尤軍は)銅や鉄でできた頭部をもち、風伯、雨師などを従わせていたが、結局有効ではなかつた。これは蚩尤のみならず、千古以来、中国の地において、南方人の文化は北方人に勝つてきたが、逆に武力では北人に劣つてきた。そのため南方人は常に北方人によつて支配されており、これは吾が国の地理、民族を考察する際の前提となつている。蚩尤が死ぬと、黃帝は服従した者を鄒屠郷に移し、服従しなかつた者を木械の刑に処し、「民」と名付け、反対に自分の民族については「百姓」と名付けた。民は冥を意味し、仁の道を知らない者を言い。百姓は天によつて生みだされた者を言う。よつて百姓と民の間には、親疏貴賤の区別があり、戦勝の民が敗戦の民を支配する際に必ず起こりえる事例だと思われ

(原注)

- (一) 『尚書』呂刑篇鄭玄注には「九黎の君、号して蚩尤と曰う」とある。
 (二) 『逸周書』嘗麥解篇には「字少昊」とある。
 (三) 『越絶書』計倪内経篇には「少昊西方を治め、蚩尤之を佐け」金を主らしむ」とある。
 (四) 『管子』五行篇には「蚩尤は天道に明らかなるが故に當(掌の意)時

たらしむ」とある。

- (五) 『越絶書』計倪内経篇には「少昊西方を治め、蚩尤之を佐く」とある。
 (六) 『史記』五帝本紀には「軒轅の時、神農(氏)の世衰う」とある。
 (七) 『山海経』大荒北経には「蚩尤兵を作して黃帝を伐つ」とあるが、(原注で説く)『管子』地数篇には「作兵」の語(は見えない)。
 (八) 『路史』後紀四には「蚩尤、榆罔、帝を逐いて涿鹿に居し、封禪を興して、炎帝と号す」とある。
 (九) 『太平御覽』卷七十九所引「帰蔵」には「昔、黃神、炎神と涿鹿の野に争鬪す」とある。
 (十) 『史記』五帝本紀は「炎帝を名乗つたのが歴史上二人いた」と述べ、(黃帝と矛を交えたのは蚩尤であつて、榆罔ではなかつたとしてい)る。
 (十一) 『路史』後紀四には「帝を逐う」とある。
 (十二) 『史記索隱』五帝本紀所引の皇甫謐説では「(黃帝)応龍をして蚩尤を凶黎の谷に殺さしむ」となつている。
 (十三) 『山海経』大荒北経には「黃帝乃ち天女の魁と曰うを下す、雨止み、遂に蚩尤を殺す」とある。
 (十四) 『広』黃帝本行紀には「(黃帝)復た九転の訣を玄女より受く」とある。
 (十五) 『呂氏春秋』孟秋紀・蕩兵篇には「(未だ蚩尤有らざるの時、民は固)と林木を剝りて以て戦えり」とある。
 (十六) 『太平御覽』卷三百四十九所引「世本」には「揮、弓を作る」、(宋衷注)には「揮は黃帝の臣なり」とある。
 (十七) 『尚書』顧命篇には「垂(教科書原文では倕に作る)の竹矢は東房に在り」とある。
 (十八) 『玉篇』人部には「僂、黃帝の時の巧人(名匠の意)の名なり」とある。
 (十九) 『尚書』禹貢篇には「厥(荊州)の貢は(中略)礪、砥、矸、丹なり」とあり、(さらに)『尚書』正義所引の後漢・賈逵注には「矸は矢鏃の石なり」とある。
 (二十) 『史記正義』五帝本紀所引「魚龍河図」には「(黃帝政を撰るに、蚩尤の兄弟八十一人有り、並びに獸身人語)銅頭、(鉄額にして沙石子を食らえり)」とある。

- (二十一) 『山海經』大荒北經には「蚩尤は」風伯、(雨師に請い、大風雨を縦つゝも、黄帝乃ち天女の魃と曰うを下す。雨止む)」とある。
- (二十二) (原注で説く)『黄帝本行紀』には「木械」の語(は見えない)。
- (二十三) 『尚書』呂刑篇鄭玄注には「民」とは冥なり。言うところは未だ仁道を見ざるなり」とある。
- (二十四) 『國語』齊語には管子の言として「百姓(を敬えば、国は既に安んぜり)が見える。
- (二十五) 『尚書』呂刑篇鄭玄注には「民とは、冥ぼやしたるなり」とある。
- (二十六) (原注で説く)『說文解字』には「天之所生」(の文は見えない。おそらく『白虎通』誅伐篇の誤りか)。
- (二十七) 『尚書』堯典には「百姓は(昭明にして。万邦を協和す。黎あつちの)民(於變わり、時れ雍く)」とある。

〔注釈〕

- (1) 『逸周書』嘗麥解篇の文は、正しくは「命蚩尤于少昊」、すなわち「蚩尤に少昊の補佐をするように命じた」という意。
- (2) 夏曾佑が指摘するように、『路史』は蚩尤が榆罔帝を放逐して、封禪の儀を行い、自らを炎帝と号したと述べるにとどまり、蚩尤が榆罔帝を殺害したとは記していない。
- (3) 夏曾佑は「偃の竹矢は西房に在り」と記しているがこれは誤り。
- (4) この鄭玄注は『礼記正義』縉衣篇の疏中に見える。
- (5) 『尚書』中の「百姓」は姓をもつた百官、それに対して「民」は教化の対象であり、ここからも百姓と民間には社会的格差があつたことが理解できよう。

第十四節 黄帝之政教

黄帝既滅炎帝、殺蚩尤、天下歸於一、乃齋戒七日、遊河洛之間。至翠瀉之淵、有大魚、沝流而至、左右莫見、黄帝跪而迎之、舒視之、名曰「籙圖」。今日中國所有之文化、尚皆黄帝所發明也、列之如左。

一、天文

黄帝使羲和占日、常儀占月、臬區占星氣、伶倫造律呂、隸首作算

數、容成綜此六術而作曆^(三)。推分星次、以定律度。自斗十一度、至婺女七度、名曰星紀之次、今吳越分野。自婺女八度、至危十六度、曰玄枵之次、今齊分野。自危十七度、至奎四度、曰豕韋之次、今衛分野。自奎五度、至胃六度、曰降婁之次、今魯分野。自胃七度、至畢十一度、曰大梁之次、今趙分野。自畢十二度、至東井十五度、曰實沈之次、今晉魏分野。自井十六度、至柳八度、曰鶉首之次、今秦分野。自柳九度、至張十七度、曰鶉火之次、今周分野。自張十八度、至軫十一度、曰鶉尾之次、今楚分野。自軫十二度、至氐四度、曰壽星之次、今韓分野。自氐五度、至尾九度、曰大火之次、今宋分野。自尾十度、至斗十度、百三十五分而終、曰析木之次、今燕分野。凡天有十二次、日月之所躔也。地有十二分、王侯之所國也。

二、井田

昔者、黄帝始經土設井、以塞諍端、立步制畝、以防不足。使八家為井、井開四道、而分八宅、鑿井於中、一則不洩地氣、二則無費一家、三則同風俗、四則齊巧拙、五則通財貨、六則存亡更守、七則出入相司、八則嫁娶相媒、九則有無相貸、十則疾病相救。是以性情可得而親、生產可得而均、欺陵之路塞、鬪訟之心弭。既牧之於邑、故井一為鄰、鄰三為朋、朋三為里、里五為邑、邑十為都、都十為師、師十為州。夫始分之於井則地著、計之於州則數詳。迄乎夏殷、不易其制。

三、文字

黄帝之史蒼頡、見鳥獸蹏迹之跡、知分理之可以別異也、初造書契。蒼頡之初作書、蓋依類象形、故謂之文、其後形聲相益、即謂之字。文者、物象之本、字者、言孳乳而浸多也。箸於竹帛之謂書。書者、如也。或云蒼頡、古之王者、在包犧前。又云在炎帝世。又云在神農、黄帝之間。然當以黄帝史官為信。又黄帝史官尚有沮誦。

四、衣裳

黃帝、堯、舜、垂衣裳而天下治。黃帝作冕、垂旒、目不邪視也。充纈、耳不聽讒言也。黃帝始蠶故也。

五、歲名

容成作曆、大撓作甲子、二人皆黃帝之臣。蓋自黃帝以來、始用甲子紀日、每六十日、甲子一周。

六、律呂

昔黃帝令伶倫作爲律、伶倫自大夏之西、乃之阮隃之陰、取竹於嶰谿之谷、以生空竅厚鈞者、斷兩節間、其長三寸九分、而吹之、以爲黃鐘之宮。製十二筒、以之阮隃之下、聽鳳凰之鳴、以別十二律。其雄鳴爲六、雌鳴亦六、以比黃鐘之宮。適合黃鐘之宮、皆可以生之。故曰黃鐘之宮、律呂之本。案律有十二、陽六爲律、陰六爲呂。律以統氣

類物、一曰黃鐘、二曰太簇、三曰姑洗、四曰蕤賓、五曰夷則、六曰亡射。呂以旅陽宣氣、一曰林鐘、二曰南呂、三曰應鐘、四曰大呂、五曰夾鐘、六曰中呂。此乃專門之學、欲知其詳、當通『漢書』律曆志。又近人言、西人以形色顯成音之理、其數與律書合。此爲新說、附記於此、以見中國古術之非誣也。

七、壬禽

黃帝將上天、次召其三子、而告之曰、「吾昔受此『龍首經』於玄女、今以告汝」。其術以天一居中、而以大吉、神后、登明、河魁所遊、以占吉凶、是謂六壬。原注、言日辰陰陽、及所坐所養之御、三陰、三陽、故曰六壬也。

八、神僊

華山、首山、太室、泰山、東萊、此五山、黃帝之所常遊、與神會。黃帝且戰且學僊、百餘歲、然後得與神通。採首山銅、鑄鼎於荆山下、鼎既成、有龍垂胡鬚、下迎黃帝、黃帝上騎、羣臣後宮、從者七十餘人、龍乃上去。古房中家亦始於容成、今家法亡、故不列此。

九、醫經

黃帝問於岐伯、作『素問』八十一篇、『靈樞』八十一篇。案神農所創之醫、爲醫之經驗、黃帝所創之醫、爲醫之原理、進化之級應如是也。右中國文化作於黃帝者九、皆取漢以前之說、最雅馴者。

前所舉九條、試讀古人之典籍、游今日之社會、有能出於此九事以外者乎。則中國文化、自黃帝開之、可無疑義矣。然此猶其小節云爾、若論其宏綱鉅旨、則莫如百姓與民之辨。蓋凡優種人、戰勝劣種人、而占其地、奴其人、欲其彼此相安、視爲定命、則必創一宗教、謂吾與若、所生不同、本非同類、原無平等之義。如是則一切人權、所享大殊、不啻皆天之所命、而無可質矣。故亞利安種據印度、必造婆羅門人、從大梵頂生、刹帝利人、從大梵臂生、吠舍人、從大梵股生、戍陀人、從大梵足生之說。百姓與民之義、亦正如此。姓爲古之神聖、感天而生。如華胥履跡、生皇犧、任姒感龍、生帝魁、附寶出、降大電、生帝軒。此舉前課會講者以起例、其後凡一姓受命、必有感生帝、可以類推。而華胥所履、爲靈威仰之跡、準此以推、伏羲以木王、故華胥所感、爲靈威仰。然則神農以火王、任姒所感、必赤嫫怒。黃帝以土王、附寶所感、必含樞紐。少昊以金王、女節所感、必白招拒。顓頊以水王、女樞所感、必汗光紀。帝王皆上帝之子、故明堂大祭、祭其祖之所自出、而以其祖配之也。百姓者、王公之子孫、亦即天之子孫矣。百姓之義如此。至於民者冥也、言未見人道、因彼族三生凶惡、故著其事、而謂之民。故民字、專爲九黎、有苗而設。如推其種所從出、則羌、羊種也、蠻、蛇種也、閩、亦蛇種也、貉、豸種也、謂長脊獸之種也。貉之言貉、貉、惡也、狄、犬種也、狄之爲言淫辟也。其言異族之從出如此。百姓與民、既有天神與蟲豸之別、故所享利權、因之大異、其綱要爲禮不下庶人、刑不上大夫。案『禮經』所傳者、莫完整於『儀禮』十七篇、皆爲士禮、禮皆行於廟、庶人無廟、庶人即民。故無禮也。而『書』呂刑、述民與刑之源流、最爲詳盡、其對民之處、皆稱皇帝、與對本族稱帝有別。蓋所謂墨、劓、剕、宮、

大辟諸刑、本黎民苗民之法、即以其人之法、還治其人之身。今歐人之馭殖民地之土人、莫不然也。中國古人、設此分人等級之法、原爲黃帝與蚩尤戰後、不得已之故。及後則種族淆而禮俗存、至今乃爲社會之大礙矣。

〔原注〕

- (一) 『御覽』七十九引『河圖挺左輔』。「河圖」。
- (二) 『史記』曆書索隱。「容成」。
- (三) 『後漢書』郡國志注。「分野」。
- (四) 『通典』食貨。「井田」。
- (五) 『說文』。「造字」。
- (六) 『易』繫辭下。「垂衣」。
- (七) 『通典』嘉禮引『世本』。「作冕」。
- (八) 『後漢書』律曆志注。「甲子」。
- (九) 『呂覽』古樂篇。「律呂」。
- (十) 『黃帝龍首經』。六壬。案其詳見『漢書』翼奉傳。
- (十一) 『史記』封禪書。「神仙」。
- (十二) 『靈樞』素問。「醫」。
- (十三) 『說文』。「天之所生」。
- (十四) 『御覽』七十八引『孝經鉤命訣』宋均注。「靈威仰」。
- (十五) 『禮記』祭法篇鄭注。「大禘」。
- (十六) 『國語』。「百姓」。
- (十七) 『書』呂刑鄭注。「民」。
- (十八) 『說文』。「羊蟲種」。
- (十九) 『禮記』曲禮篇。「庶人、大夫」。

〔現代語訳〕

黃帝が炎帝を滅ぼし、蚩尤を殺害した後、天下は統一された。黃帝は七日間齋した後、黄河、洛水周辺を巡幸した。翠瀉の淵において、大魚が流れに逆らって上ってくるのが見えたが、側近たちには見えなかった。黃帝は跪いてそれを迎え、おもむろにそれを見

て、「籙図」と名付けた。今日中国が有する文化には黃帝によって創られたものがある。列挙してみると左のとおりである。

一、天文

黃帝は羲和に太陽占いを、常儀に月占いを、(鬼) 輿区に星氣占いを行うよう命じ、また伶倫には律呂を、隸首には算数を制定させ、容成は以上の六術を総合して調暦を作成した。星宿の位置と順序を分けて、律と度を定めた。斗宿の十一度から婺女宿の七度までを星紀の次と名付け、それは今の呉越(現江蘇省および浙江省)の分野に当たる。婺女宿の八度から危宿の十六度までを玄枵の次と名付け、今の齊(現山東半島)の分野に当たる。危宿の十七度から奎宿の四度までを豕韋の次と名付け、今の衛(現河南省北部)の分野に当たる。奎宿の五度から胃宿の六度までを降婁の次と名付け、今の魯(現山東省西部)の分野に当たる。胃宿の七度から畢宿の十一度までを大梁の次と名付け、今の趙(現山西省北部、河北省南東部)の分野に当たる。畢宿の十二度から東井宿の十五度までを実沈の次と名付け、今の晋魏(現山西省および河南省北部)の分野に当たる。(東) 井宿の十六度から柳宿八度までを鶉首の次と名付け、今の秦(現甘肅省)の分野に当たる。柳宿の九度から張宿の十七度までを鶉火の次と名付け、今の周(現陝西省)の分野に当たる。張宿の十八度から軫宿十一度までを鶉尾の次と名付け、今の楚(現湖北省および湖南省)の分野に当たる。軫宿十二度から氐宿四度までを寿星の次と名付け、今の韓(現山西省南東部から河南省中部までを含む)の分野に当たる。氐宿の五の度から尾宿九度までを大火の次と名付け、今の宋(現河南省の南東部)の分野に当たる。尾宿の十度から斗宿の十度まで、百三十五分に至って終わるまでを、析木の次と名付け、今の燕(現北京市)の分野に当たる。そもそも天には十二次があつて、太陽と月などがそれぞれ配置され、地にも十二

分があつて、王侯の国が各々配置されている。^(三)

二、井田制

昔、黄帝が最初に土地を管理して井田制を定め、民が土地をめぐつて争うことを防いだ。また百歩一畝制を布いて、土地が足りなくなることを防止した。八家を一井とし、井ごとに四本の道を造り、土地を八宅に分け、中央の土地には井戸を掘つた。このような制度を定めたのは、一、地の気が失われぬようにする、二、一戸に負担が集中しないようにする、三、地域の風俗を同一にする、四、耕作の質を一定にする、五、地域において財貨を通用させる、六、家戸が途絶えないように保守する、七、居住者の出入りを監視する、八、婚姻の仲立ちをする、九、地域内において相互に財政的援助を行う、十、病に罹つた場合は互いに助け合うことを目的にしており、それによって人々の心は通い合い、生産も均質化され、人を欺く道が阻まれ、他者を訴える心が無くなる。一旦井田制を邑に施行したために、一井を郷とし、三郷を朋とし、三朋を里とし、五里を邑とし、十邑を都とし、十都を師とし、十師を州とした。そもそも最初国土を井単位で分割したことによりそれが土着し、さらに州単位で大規模に行つて土地の区画が詳細となつた。結果夏、殷まで、その制度は変わることはなかつた。^(四)

三、文字

黄帝の記録官であつた蒼頡は、鳥や獣の足跡を見て、その跡が区別できるのを理解した。そこで最初に書契(かきあはせ)を造つた。(中略)蒼頡が最初書を作つた際、おそらく(対象の)姿かたちを写し取つたので、それを「文」といつた。その後形と音を合せたものが益々増え、それを「字」といつた。つまり文とは、事物の形の本質であり、字とは生まれてその数が増え、ますます増えることを意味する。そして竹や帛書に記したものを書という。書とは事物の形を写し取ることであ

る。^(五) 別説として蒼頡は古代の王者であり、包犧以前または炎帝の在位期、あるいは神農と黄帝の間の人だとも言われているが、やはり黄帝の記録官であつたという説が最も信頼できよう。さらに黄帝の記録官として沮誦という者がいた。

四、衣裳

黄帝、堯、舜はゆつたりと衣裳を垂らしたまま、天下を治めた。^(六) 黄帝が冕(みん)を作成した際、目の前に旒(りゅう)を垂らした、邪なものを目にしないためである。纁(きん)をしたのは、讒言(ざんげん)が耳に入らないようにするためである。(衣裳、冕を茲で述べているのは)黄帝が最初に養蚕を行つたためである。

五、歳名

容成は曆を作成し、大撓(だいとう)が甲子制を始めたが、兩者ともに黄帝の臣下であつた。おそらく黄帝から、甲子紀日制が使われ始め、六十日ごとに、甲子などの十干十二支が一周りする。^(七)

六、律呂

むかし黄帝は伶倫に律管を作することを命じた。そこで彼は大夏の西より、阮隄(けんてい)山の北に向かい、嶰溪(かい)の谷で竹を採り、適切な空間があり、皮の厚さが均一な竹を選び、竹の節と節の間で切断すると、その長さは三寸九分であり、それを吹いて、黄鐘(しやう)の宮を定めた。さらに十二本の筒を作り、阮隄山のふもとに赴き、鳳凰の鳴き声を聴いて、十二律を識別した。雄の鳴き声が六、雌の鳴き声が六、それを黄鐘の宮と比較してみると、全て調和しており、十二音全てを出すことができた。よつて(絶対音高を)黄鐘の宮と呼んで、律呂の本とした。^(八) 思うに律は十二あり、陽の六種を律、陰の六種を呂とした。律は気を統率し万物を類別するもので、一、黄鐘、二、太簇、三、姑洗、四、蕤賓、五、夷則、六、亡射の六種がある。呂は陽と共に気を発するもので、一、林鐘、二、南呂、三、応鐘、四、大呂、五、夾鐘、六、中呂の六種がある。

以上は専門の学であるから、その詳細を理解しようとするなら、『漢書』律曆志に通じなければならぬ。また近年、西洋でも具体的な形や色で音の理が明らかにされ、かつその数が中国の律書と合致していたことが指摘されているが、それは新説といえるだろうから、茲に付記する。ここから中国古代学術がでたらめでなかったことが理解出来よう。

七、壬禽

黄帝が天に上ろうとしたとき、その三子を呼んで「吾は昔、玄女より『龍首經』を受けた。今そのことをみなに伝えよう」と告げた。

その術は天一を中心に据え、大吉、神后、登明、河魁が赴く所で吉凶を占うもので、六壬（六壬）という。原注、つまり日時陰陽、及び坐したり、養生したりする御の六事を意味し、三つの陰、三つの陽であるため六壬という。

八、神僊（仙）

華山、首山、太室山、泰山、東萊山の五山は、黄帝がよく赴き、神と会したところである。黄帝は戦うかたわら僊（仙）術を学び、百余歳になって神とようやく通ずることができた。（中略）黄帝は首山の銅を採掘し、鼎を荆山のふもとで鑄造し、それが完成すると、あごひげを垂らした龍が天より降りてきて黄帝を迎えた。黄帝が龍にまたがると、群臣、後宮のうち彼に就き従った者は七十余名、そして龍は天上に去っていった。古えにおいて房中術は前出の容成より始まったが、今その家法が亡んでしまったので、茲に列挙しなかつた。

九、医経

黄帝は岐伯に質問を重ね、それを基に『素問』八十一篇、『靈樞』八十一篇を作った。思うに神農が創出した医とは「医学の経験」であり、黄帝が創出した医とは「医学の原理」である。進化の過程はこのように発展すべきである。

以上中国文化の中で黄帝により創出されたのは九ヶ条あり、これはすべて漢以前の説で、最も洗練されたものである。

その九ヶ条について、試みに古人の典籍を読んで、今日の社会を觀察したとしても、果たしてそれ以外の事象を挙げらるだろうか。そうなる中国文化が黄帝より始まったのは疑いないことである。

しかし前述の例はまだ枝葉末節であり、もし大綱及び本旨を論ずるならば、「百姓」と「民」の区分が最も重要と思われる。例えば優れた種族が劣った種族に戦勝し、相手の領土を占領し、彼らを奴隸にしたとしよう。その中でお互いが平穏で、相手に戦争の勝敗は本より定まった天命であったと思わせたいのであれば、宗教を創り、吾と汝は生まれが違い、本々同類ではなく、平等という觀念は無いと説得するしかない。そうすれば一切の人権において、享受できる事が大いに異なり、全て天命に帰するばかりか、それに対して異議を唱えることもできなくなる。よってアリア人種はインドに居住したが、司祭である婆羅門（バラモン）は大梵（ブルシャ）の頭頂から生れ、王侯・武人である刹帝利（ラージャニア）は臂から、庶民である吠舍（バイシャ）は腿から、奴婢である戍陀（シユードラ）は足から生まれたという言い伝えがある。百姓と民の相違も、まさしくそれと同じである。姓（を持つ者）は古代においては神聖視され、天に感応して生まれた者と見なされた。例えば華胥が大きな足跡を履んで皇犧を産み、任姒が龍に感応して帝魁を産み、附宝が外に出ると激しい稲妻が落ちてきて帝軒を産んだことがそれである。以上は前の課で論じたことを例として挙げたが、上古以後も天命を受けたある姓の一族が、必ず天からの感応を受けて帝王を生んだことは、ここから推し量ることができよう。さて華胥が履んだのは、靈威仰の足跡であったと伝えられるが、考えてみると、伏羲は木徳の王であったがために、母の華胥が感応したのは靈威仰となる。そうなる神

農は火徳の王であつたがために、母の任嬖が感応したのは赤燂怒となり、黄帝は土徳の王であつたがために、母の附宝が感応したのは含枢紐となり、少昊は金徳の王であつたがために、母の女節が感応したのは白招拒となり、顓頊は水徳の王であつたがために、母の女枢が感応したのは汁光紀となるに違いない。つまり帝王は上帝の子であるから、それゆえ明堂の大祭において、祖先の「自りて出ずる所」を祀つた上で、祖先も併せて祀つたのである。百姓とは王公の子孫であり、また天の子孫でもある。百姓の意味する所は以上である。民については冥に通ずるところから人（仁）の道を知らない者を言う。よつて彼の族は三たび凶悪なる者を生み出したがため、そのことが広く知られて、民と呼ばれるようになった。つまり、民の字は、もつばら九黎、有苗のために作られたのである。例えば人種の出自を文字から類推すれば、羌は羊種、蛮は蛇種、閩も蛇種、貉は豸種である。脊椎が長い獸を言う。貉の意味は貉、すなわち悪の意、狄は犬種で、意味は邪悪不正である。民族の名称を異民族の出自から論ずれば以上のようになる。百姓と民も天神と虫・獸という相違があり、よつて享受できる権利も、当然大きく違つてくる。それはまさしく「礼は庶人に下さず、刑は大夫に上らず」なのである。考えるに『礼経』の伝えた事は、『儀礼』十七篇に完備されておられ、それらはすべて土の礼である。例えば礼は廟において行われるが、そもそも庶人には廟が無いので、庶人とは民にほかならない。礼自体も存在しない。また『尚書』呂刑篇において民と刑との起源が最も詳細に述べられている（のは、土と刑が関係しないからである）。民とは反対の立場を皇帝と呼んでいるが、これは自らが属している種族（の長）に対して帝と呼ぶのとは相違している（つまり前者の「皇帝」は上帝、天帝の代理者という意味を強調している）。思うにいわゆる墨、劓、剕、宮、大辟の五刑は、本来、黎民

や苗民の法であり、犯した罪に対してそれ相当の身体刑を下す（という同害報復法であつた）。現在、欧州人が植民地の原住民を統治するやり方も同様である。中国の古代人がこのような階級別に法を定めたのは、本来黄帝と蚩尤が戦つた後の已むを得ざる手段だったのである。しかし後世、種族が混淆しても礼俗を変えずに來てしまつたために、今に至つて社会の大きな弊害となつてしまつた。

（原注）

- (一) 『太平御覽』卷七十九所引『河圖挺左輔』中に見える。
- (二) 『史記索隱』曆書には「容成、此の六術を綜べて調曆を著するなり」とある。
- (三) 『後漢書』郡国志（梁・劉昭）注の「分野」部分に拠る。
- (四) 『通典』（食貨典三・郷党中）「井田」部分に拠る。
- (五) 『說文解字』（序の）「造字」部分に拠る。
- (六) 『周易』繫辭伝下には「黄帝、堯、舜、衣裳を垂らして天下治まる」とある。
- (七) 『通典』礼典十七・嘉礼中の冕所引「世本」の記事に拠る。
- (八) 『後漢書』律曆志上冒頭の本文及び劉昭注に拠る。
- (九) 『呂氏春秋』（仲夏紀・古楽篇の「律呂」部分に拠る。
- (十) 『黄帝龍首經』序に拠る。「六王」の詳細については、『漢書』翼奉伝を参照。
- (十一) 『史記』封禪書の「神仙」部分に拠る。
- (十二) 『靈樞』「素問」に拠る。
- (十三) （夏曾佑が挙げた『說文解字』には「天之所生」（の文は見えない。前節注二十六を参照）。
- (十四) 『太平御覽』卷七十八所引『孝經鉤命訣』の宋均注に拠る。
- (十五) 『礼記』祭法篇鄭玄注に拠る。
- (十六) 『国語』中の「百姓」に拠る（前節注二十四を参照）。
- (十七) 『尚書』呂刑篇鄭玄注には「民とは冥なり」とある。
- (十八) 『說文解字』羌「西戎牧羊の人なり。人に従い羊に従う、羊の亦声。南方の蛮閩は虫に従い、北方の狄は犬に従い、東方の貉は豸に従い、西方の羌は羊に従う」に拠る。

(十九) 『礼記』曲礼篇上「礼は庶人に下らず、刑は大夫に上らず」に拠る。

〔注釈〕

(1) 十二平均律は古代ギリシアのピタゴラス(紀元前六世紀)によって発見されていたが、より音が調和し、美しい響きを出すために活躍したのは、オランダのシモン・ステヴィン(一五四八―一六二〇)、フランスのマラン・メルセンヌ(一五八八―一六四八)である。そしてこの十二平均律が一般に復旧するようになったのは、産業革命によってピアノが普及し始める十九世紀後半から二十世紀に入ってからである。

(2) 古代インドの聖典『リグ・ヴェーダ』の創造讃歌『プルシャ・スークタ』には、神々が供犠のためにプルシャ(原人)を殺すと、彼の眼からは太陽、心臓からは月、息からは風、口からはバラモン(司祭、両腕からはラージャニア(王侯、武人)、腿からはバイシャ(庶民)、足からはシュードラ(奴婢)が生まれたとある。

(3) この記述は、実際には夏曾佑が挙げた「祭法篇」ではなく、『礼記』喪服小記篇の本文「王者は其の祖の自りて出づる所を禘し、其の祖を以て之に配す」および鄭玄注「禘は大祭なり。始祖は天の神靈に感じて生まる。天を祭るは則ち祖を以て之を配す」に拠ったのではないかと思われる。

〔訳注者後記〕

本訳稿は平成二十八年―令和三年科学研究費基盤研究(C)
(課題番号一六K〇二二五四)の研究成果の一部である。

(いざわ・こういち 本学部教授)